

五十九年度 主な



五月号で建設課と総務課を紹介しました。今月号では住民課と厚生課を紹介します。

住民課

暮らしの中の消防

地域社会において、災害から人命を守り、財産を保持するために、消防機関の活動は極めて大切です。

しかし、いくら機能が充実されても、地域住民の一人ひとりが自主防衛しなければ、なんにもなりません。

町では毎年消防施設の整備を図ってきました。住民の皆さんが安心して暮らせるように、本年も左記部落の整備をします。

- 消防機庫新築 虫生 桑郷
- 消防詰所増築 五ノ神
- 貯水池防護さく工事 小川台
- 火の見補修 篠本二区 母子台



これらの事業を始め、健康教育、健康相談等をより一層充実した

- 火の見補修 芝崎
- 突井戸式消火栓 長塚
- 小型動力ポンプ 尾垂六区
- 専用積載車 虫生 桑郷

広報縮刷版を発刊

昭和三十二年に広報ひかりの創刊号を発行、すでに二一〇号も発行しました。

町では町制施行三十周年を記念して縮刷版を発刊します。

今までの歴史の流れをふり返り、これからの発展の資料として、ご利用いただきたいと思えます。

厚生課

衛生係

保健センターが開設されます

「自分の健康は自分でつくる」を基調とした各種の検診、予防接種等を実施していますが、こ

健康相談等より一層充実したものにすするため、光町保健センターを設置することになりました。

保健センターは、光町公民館の一部を保健事業実施に適するように改造し設置するもので、今年の六月中旬には、保健センターとしてオープンする予定です。

センターには、保健婦と看護婦が常時勤務し、血圧測定等、健康の維持増進についても、相談に応じます。お気軽にご利用ください。

なお、各種の保健衛生行事の日程については、各戸に配布しました昭和五十九年度光町保健衛生行事予定表をご覧ください。

国保係

退職者医療制度

医療保険制度の改革の中で、退職者医療制度の実施が予定されております。

この制度は、退職年金受給権者等であって七十歳未満の国保加入者とその被扶養者を対象と

します。

ただし、老人保健法の適用対象者は除かれます。病院や医院に支払う治療代金は退職被保険者(本人)は $\frac{1}{10}$ 、その被扶養者は入院外 $\frac{3}{10}$ 、入院 $\frac{2}{10}$ となりますが高額療養費支給制度も適用します。

また、手続き等詳しい内容については決定次第対象者にお知らせします。

59年度分の保険税の算出税率が変わりました

1、所得割額 世帯の所得(五十八年分)に依じての率 百分の四・六

2、資産割額 世帯の資産税額に依じて百分の四〇

3、平等割額 一世帯定額で八、〇〇〇円

4、均等割額 加入者の数に依じて 五、〇〇〇円

右の計算方法によって算出した額の合計が一年間の保険税となり、最高限度額が三十五万円です。又、年度の途中で加入者が増えたり減ったりしたときは、保険税は月割で計算されます。

福祉係

老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)の派遣

老衰や心身の障害などによって、日常生活に支障をきたしている老人に対し、訪問して、身

のまわり、その他のお世話をします。

- ① 費用は、
- ② 生計中心者が前年度所得税非課税の世帯 無料
- ③ 生計中心者の前年度所得税課税年額が三万円未満の世帯 一時間当り 二九〇円
- 〃 〃 三万円以上の世帯 一時間当り 五八〇円

ねたきり老人福祉手当

ねたきり老人、又はねたきり老人と同居しかつ介護している家族のうち一人に支給します。 手当額 月額 六、〇〇〇円

ねたきり老人短期保護

在宅のねたきり老人を介護している家族等が疾病等により介護を行うことができなくなった場合、一時的に老人を特別養護老人ホーム松丘園に保護し、お世話をします。

保育所

費用は生活費として一日一、九〇〇円負担していただきます。 こどもの保護者が働いていたり、病気等のためこどもの面倒をみれず、かつ、同居の親族その他の者が面倒をみることでできないとき、保護者にかわってそのこどもを保護養育します。 申込み、年度途中でも保育に欠ける状態が生じた場合は受け付けます。